事業継続力強化支援事業の目標

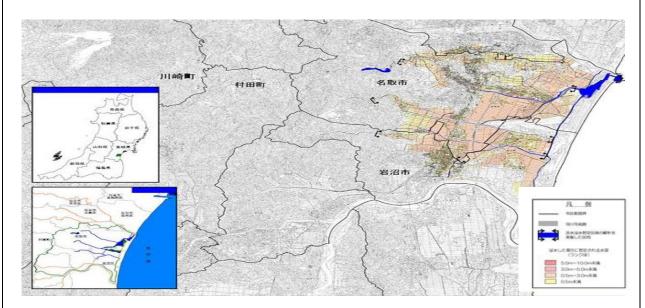
I 現状

(1) 地域の災害リスク

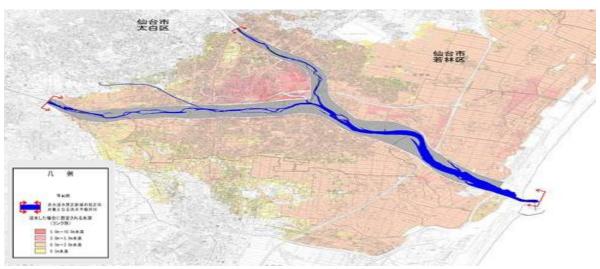
(洪水:ハザードマップ)

名取市では、名取川水系が氾濫した際のハザードマップを示しており、中心市街地の増田地区は $1 \, \mathrm{m}$ 以上の浸水が予想され、山間部以外の平地は $5 \, 0 \, \mathrm{c} \, \mathrm{m}$ 以上の浸水予測が概ねされ、沿岸部の閖上・下増田地区は $2 \, \mathrm{m}$ 以上の浸水被害が予想され、それ以外の地域は $5 \, 0 \, \mathrm{c} \, \mathrm{m}$ 以上の浸水が予想されている。

【名取川水系名取川_洪水浸水想定想定区域図】



(出典:宮城県土木課 河川課ホームページより)



(出典:国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所ホームページより)

(土砂災害:土砂災害警戒区域指定)

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域指定は名取市においては155箇所指定を受けてお り、急傾斜地の崩壊として、山間部に形成された名取が丘、那智が丘、ゆりが丘といった団地が 指定されている。

(名取が丘地区防災マップ)

名取が丘地区防災マップ



(ゆりが丘・みどり台防災マップ)



(那智が丘防災マップ) 指定避難所 公共施設 公 園 **集**) 集会所 防災行政無線 主な道路 土砂災害特別警戒区域 (平成27年度指定予定) 土砂災害警戒区域 (平成27年度指定予定) 急傾斜地崩壊危険箇所 土石流危険渓流 土石流危険区域 調整池 [:] 地区境界線

(出典:名取市地区防災マップより)

(地震:地震研究推進本部)

地震研究推進本部の地震の可能性によると、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の余効すべりによる応力変化の影響で、当該領域の陸寄りの部分では東日本大震災以前の平均的な状況と比べて当該地震が発生しやすくなったと考えれられており、プレート間巨大地震は、マグニチュード7.9程度が30年以内に20%、ひとまわり小さいプレート間地震は、マグニチュード7.0~7.5程度が30年以内に90%発生すると予想されている。



(出典: J-SHIS地震ハザードマップより)

(その他)

震度6強を観測した東北地方太平洋沖地震では、名取市は9.09mを記録した津波により海岸からの最大浸水距離は約5km(河川の遡上は、名取川約8km、増田川約7.6km)に達し、人的被害に加え、住家被害が13,000件を超えた。

(2) 商業者の状況

- ・商工業者等数 1,990人
- ・小規模事業者数 1,589人

(令和2年4月現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (立地状況等)
農林漁業	1 1	1 1	海側に多い
鉱業・採石業・砂利採取業	2	1	山側にある
建設業	3 2 5	3 0 7	市内に広く分散している
製造業	1 4 2	1 2 0	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	市街地にある
情報通信業	9	8	市内に広く分散している
運輸業・郵便業	6 4	3 2	市内に広く分散している
卸売業・小売業	6 3 2	4 3 8	市内に広く分散している
金融業・保険業	2 4	1 5	市街地に多い
不動産業・物品賃貸業	1 1 8	1 1 5	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	4 2	4 1	市内に広く分散している
宿泊業・飲食サービス業	209	170	市内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	1 5 5	1 3 4	市内に広く分散している
教育、学習支援業	2 8	2 8	市内に広く分散している
医療・福祉業	3 2	2 8	市内に広く分散している
複合サービス業	9	7	市内に広く分散している
サービス業 (他に分類されないもの)	187	1 3 3	市内に広く分散している
合計	1, 990	1, 589	

(出典: 名取市商工会による独自調査データより)

(3) これまでの取組

- 1) 名取市の取組
 - ・防災マニュアルの策定、防災訓練の実施
 - ・自主防災組織の設立
 - ・防災備品の備蓄
- 2) 名取市商工会の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCPに関する県が主催するセミナーの周知
 - ・防災備品(発電機、懐中電灯、非常食等)を備蓄
 - ・大規模災害対策マニュアルの策定

Ⅱ 課題

現在、自然災害が発生した際、地域商工業者の具体的な対応策や情報の収集、支援について明確な取り決めはなく、宮城県や宮城県商工会連合会の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、災害時の対応を指導できる経営指導員も存在しない。

また、名取市への連絡体制や情報共有、役割分担も確立しておらず、行政及び商工会がそれぞれの立場に応じた支援を講じるのみである。

保険・共済業務についても担当職員が簡易的な説明しかできず、昨今の自然災害の状況を捉

え、商工会として管内事業者が被災した際の支援をいかに講じるか、というマニュアル策定が 急務となっている。

Ⅲ 目標

- ①地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②災害時における連絡体制を円滑に行うため、名取市商工会と名取市との間において被害状況等報告のルールを構築する。
- ③災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう、宮城県商工会連合会等が主催する職員向け 研修会を活用して経営指導員を育成するとともに、支援マニュアルを策定し、組織内にお ける体制、関係機関との連携体制を構築する。
- ④事業者に対して、自然災害等のリスクに対応した共済や保険制度の加入促進を行う。

支援事業	単位	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハザードマップを用いた災害リスクの周知	口	1	1	1	1	1
リスクチェックシートによる共済・保険の 加入・確認等	件	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
会報・ホームページ等による 各種制度の情報発信	口	1	1	1	1	1
事業継続力普及啓発セミナーの実施	口	1	1	1	1	1
事業者BCP計画フォローアップの実施	口	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
行政との連絡ルートの確認・訓練	口	1	1	1	1	1

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・名取市と名取市商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

名取市地域防災計画との整合性を整理し、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所の立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の各種共済・保険制度加入等)について、事業者に説明する。
- ・小規模事業者に対して事業者BCP (即時取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導や助言を行う。
- ・名取市商工会報や名取市広報誌、名取市商工会ホームページ、名取市ホームページ等 の広報媒体において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、各種共済・保険制度 の紹介等を行う。
- ・巡回や窓口指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用して、保険制度の加入勧奨を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・当会は、平成25年4月1日に大規模災害対策マニュアルを作成(詳細は別紙参照)

3) 関係団体との連携

- ・宮城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発 セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。
- ・保険会社と連携し、共済・保険制度に係る説明や契約並びに保険相談会を実施する。

4) フォローアップ

・地域内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・ 名取市商工会と名取市の連絡ルートの確認等を行う。訓練については必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策>

自然災害発生時には、人命救助を第一として、次の手順で地域区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

・役職員の安否確認と被害状況・参集可能人数等の確認

名取市商工会と名取市は、それぞれのBCPに従い安否確認を実施する。安否確認の際、 ①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる 状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

○各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
名取市生活経済部商工観光課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網(携帯電話)にて確認
名取市商工会	【職員】発災後1時間以内にメール配信サービスにて確認
	【三役】3時間以内に携帯電話にて確認
	【役員】1日以内に携帯電話にて確認
	【会員】3日以内に会員安否を確認

2) 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には名取市生活経済部商工観光課と名取市商工会で安否確認の結果や 大まかな被害状況等を共有する。連絡窓口については下記表の通りとする。

○安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口			
凹徑石	第1順位	第2順位		
名取市生活経済部商工観光課	課長	課長補佐		
名取市商工会	事務局長	課長		

3) 応急対策の方針決定

名取市と名取市商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 方針決定は、2 者間による協議で決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判 断基準とする。

的本子とする。	
大規模な被害がある	・市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等で、
	比較的軽微な発生している。
	・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大
	きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地区において連絡が取れない、もしくは、交通網が
	遮断されており、確認ができない。
被害がある	・市内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等で、
	比較的軽微な発生している。
	・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、
	大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものと考える。

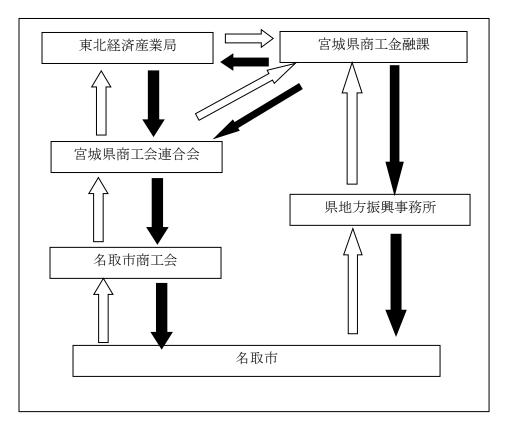
・本計画により名取市と名取市商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に1回共有する
1週間~4週間	1週に1回共有する
4週間~3ヶ月	1ヶ月に1回共有する
3ヶ月以降	3ヶ月に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・当会と名取市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会は、宮城県商工会連合会を通じて宮城県及び東北経済産業局へ被害状況を報告する。
- ・当市は県地方振興事務所へ被害状況を報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、名取市と相談する。(名取市商工会は国の依頼を受けた場合は、 特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認するとともに、経営状況についても確認する。
- ・地区内小規模事業者の被災後の事業継続力強化の取組状況を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県及び市の施策)について地区内小規模事業者等へ周知 する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・宮城県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等 を宮城県商工会連合会等に相談する。

< 6. 地域防災計画との連携(位置づけ等)>

- ・共同で作業する名取市の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保に ついて協力する。
- ・共同で実施する名取市の防災訓練に参加し、日頃から連携強化に努める。

※その他

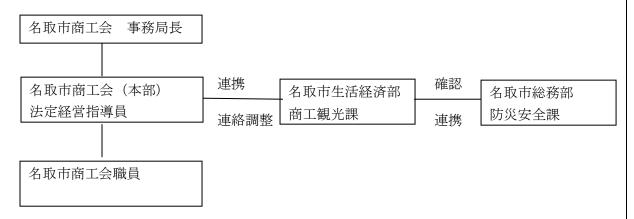
上記内容に変更を生じた場合は、速やかに宮城県に報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月1日現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 渡邊 弘明(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

名取市商工会 経営支援課

〒981-1224 宮城県名取市増田字柳田243

 $\texttt{TEL} : \texttt{022-382-3236} \quad \texttt{FAX} : \texttt{022-382-3406}$

E-m a i l : natoril@io.ocn.ne.jp

②関係市町村

名取市役所 生活経済部商工観光課

〒981-1224 宮城県名取市増田字柳田80

TEL: 0 2 2 - 7 2 4 - 7 1 5 0 FAX: 0 2 2 - 3 8 4 - 4 1 5 0

E-mail: syousui@city.natori.miyagi.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
1. セミナー開催費	300	300	300	300	300
2. 専門家派遣費	200	200	200	200	200
3. 普及啓発費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。